令和４年４月27日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症陽性患者に対する保健所を介さない健康観察等業務に関して（FAQの追加）

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日２２日の郡市区等医師会長協議会でのご意見等を踏まえ、標記事業に関するFAQが追記されましたので、情報提供いたします（下記大阪府ホームページ掲載）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●追記されたQA

他の医療機関において、検査のみ受検し、発生届が既に提出された陽性者に対して、初期治療、健康観察を行った場合は、この委託事業の対象となるのか。	HER-SYS 入力を導入している医療機関において、他の医療機関がHER-SYS入力により、発生届を提出した陽性者に対して、初期治療、健康観察を行った場合は、一連の陽性者対応を行ったものと見做してこの委託事業の対象となります。なお、当該陽性者に関してはHER-SYS での入力（新規登録）や画面管理はできません。その場合は、実績報告書に「入力のみ他医療機関」等経過がわかる文言を記載してください。
患者が複数の医療機関を受診し、それぞれの医療機関から発生届が重複して提出されている場合で、健康観察まで行っていた場合は、この委託事業の対象となるのか。	同一患者の発生届が重複して複数の医療機関から入力された場合は、いずれかの発生届を保健所が削除します。削除された医療機関において、すでに健康観察等を行っていた場合は、本事業の対象としていただいて差し支えありません。その場合は、実績報告書に「発生届が重複のため削除」等経過がわかる文言を記載してください。

●問い合わせ・実績報告及び請求書送付先

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課個別事象対応グループ

健康観察等業務委託担当 06-4397-3249（直通）

○大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kenkokansatsu.html

○大阪府医師会ホームページ（委任状等掲載）

https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1368&word=

※Google、Yahoo 等の検索エンジンで「大阪府医師会　文書ﾗｲﾌﾞﾗﾘ」と入力(検索)
→府医 HP「文書ﾗｲﾌﾞﾗﾘ」→所管課「地域医療１課」を選択・検索でもｱﾌﾟﾛｰﾁできます。

≪担当事務局≫
【委任状の取りまとめ】
大阪府医師会地域医療１課（06-6763-7012）

大阪府新型コロナウイルス感染症陽性者に対する健康観察等業務委託についてFAQ

R4.4.26

NO	項目	質問	回答
1	HER－SYSについて	HER-SYS入力を新たにする場合、どのようにして登録するのか。	医療機関の方が、HER－SYS入力を新たにしていただく場合は、保健所が発行するIDが必要になりますので、管轄の保健所へご連絡をお願いいたします。
2	HER－SYSについて	発生届の提出はFAXでも可能か。	本事業は、感染拡大期に備え、保健所業務のひっ迫を防ぎ、患者管理の一連の対応を担っていただく体制を構築することにあります。そのため、「発生届」はFAXではなく、HER-SYSに入力していただくことが条件になります。
3	HER－SYSについて	ファーストタッチで聞き取る、行動歴とは具体的にどのようなものを指すのか。	高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触や、ハイリスク者が多く入所する高齢者・障がい児者施設や医療機関への訪問等）、濃厚接触者（同居家族の有無）等の聞き取りをお願いします。
4	委託金について	HER-SYS導入の「初期費用」とは、具体的に何を指すのか。	初期費用は、HER-SYSを利用して発生届を入力するために必要な、パソコン機器等の整備のための経費や、入力する人件費等を対象にしています。新たに購入しない場合や、すでに購入済みのパソコン機器を活用して事業開始していただく場合も対象になります。
5	委託金について	いつから事業開始となるのか。	本事業の期間は、令和4年4月1日から令和4年5月31日までです。 医療機関における事業開始となる日は、期間中に陽性患者に対して、①聞き取り調査（症状、基礎疾患の有無、行動歴、濃厚接触者等）、②HER-SYSの入力、③初期治療（症状に応じて初期治療を実施）、④自宅療養患者の健康観察（自宅で療養することになった陽性患者に対して、療養期間中の健康状態を確認）の①から④までを最初に行った日を事業開始日とします。
6	委託金について	「運用経費」は、濃厚接触者を調べて陽性が判明した場合も請求ができるのか。	「運用経費」については、陽性患者に対して仕様書3業務内容（1）に示す①から④までを一貫して行っていただいた場合に支給しますので、陽性の判明を確認しただけでは、支給の対象とはなりません。
7	委託対象について	「診療検査医療機関」に登録していなくても、陽性者への対応を行っている医療機関は対象となるか。	「診療検査医療機関」の届出をしていない医療機関でも、仕様書3業務内容（1）に示す①～④の一連の対応を行った場合は対象になります。
8	初期治療について	初期治療で、抗体治療などが行えない場合は対象外か。	症状に応じて、自院でできる初期治療を行ってください。 その場合でも、聞き取り調査、HER-SYS入力、健康観察を行えば本事業の対象となります。
9	健康観察について	健康観察を行っている自宅療養者の方へ複数回架電しても繋がらない場合、どうすればよいか。	自宅療養者が居住している管轄保健所に、患者情報等の情報提供お願いします。

10	健康観察について	健康観察はどのように行うのか。	患者の状況に応じて、適宜電話やMy HER-SYSの活用をご判断ください。My HER-SYSの場合、患者が入力した健康状態をHER-SYS画面で確認できます。電話等での健康観察については、原則1日1回の観察を想定していますが、患者の状況により適宜ご判断ください。 また、事前に夜間・休診時に備えて、緊急時の「自宅待機ＳＯＳ（０５７０－５５２２１）」等の連絡先をご案内ください。（呼吸困難や意識障害がある場合等の緊急時は119番）
11	健康観察について	医療機関が健康観察している結果は、HER-SYSのどこに入力するのか。	HER-SYSの場合、健康観察タブの自由記述欄に、健康観察の状況を記載することができます。
12	その他	患者や医療機関が、夜間・休日に保健所等へ連絡したい場合は、どこへ連絡すればよいか。	夜間・休日の場合は、新型コロナ受診相談センターへご連絡ください。 大阪府保健所 ０６－７１６６－９９１１ ０６－７１６６－９９６６ 政令・中核市保健所は、こちらからご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html 患者には事前に夜間・休診時に備えて、緊急時の「自宅待機ＳＯＳ（０５７０－５５２２１）」等の連絡先をご案内ください。（呼吸困難や意識障害がある場合等の緊急時は119番）（再掲）
13	その他	療養期間はいつまでか。	診断時に療養終了予定日を伝えてください。発症した日（又は検体採取日）を0日とカウントし、発症日から10日間かつ症状軽快から72時間以上経過していることが必要です。ただし、無症状患者については、検体採取日を0日とし7日間療養し、8日目に解除となります。
14	その他	本事業における健康観察については、保険診療の対象になるか。	本委託契約における健康観察は、保健所が実施する健康観察と同様、医師が行う診療外であるため対象外です。ただし、患者の容態などにより医師による診療行為があった場合は、保険診療の対象になる可能性がありますので、診療報酬の請求が可能であるかについては、個々のケースにおいて、診療報酬請求の要件を満たしているかご確認いただき、必要に応じて近畿厚生局等にお問合せして判断いただくようお願いします。
15	発生届について	他の医療機関において、検査のみ受検し、発生届が既に提出された陽性者に対して、初期治療、健康観察を行った場合は、この委託事業の対象となるのか。	HER-SYS入力を導入している医療機関において、他の医療機関がHER-SYS入力により、発生届を提出した陽性者に対して、初期治療、健康観察を行った場合は、一連の陽性者対応を行ったものと見做してこの委託事業の対象となります。なお、当該陽性者に関してはHER-SYSでの入力（新規登録）や画面管理はできません。 その場合は、実績報告書に「入力のみ他医療機関」等経過がわかる文言を記載してください。
16	発生届について	患者が複数の医療機関を受診し、それぞれの医療機関から発生届が重複して提出されている場合で、健康観察まで行っていた場合は、この委託事業の対象となるのか。	同一患者の発生届が重複して複数の医療機関から入力された場合は、いずれかの発生届を保健所が削除します。削除された医療機関において、すでに健康観察等を行っていた場合は、本事業の対象としていただいて差し支えありません。その場合は、実績報告書に「発生届が重複のため削除」等経過がわかる文言を記載してください。